

◎新潟県企業局訓令第2号

局 本 庁
事 業 所

新潟県企業局財務規程による帳票その他の書類の様式（平成8年3月新潟県企業局訓令第3号）の一部を次のように改正し、公布の日から実施する。

令和5年7月28日

新潟県企業管理者 榑 澤 尚

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前																													
<p>新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第4号）第183条の規定による帳票その他の書類の様式を次のように定め、平成8年4月1日から実施し、新潟県企業局財務規程第181条の規定による帳票その他の書類の様式指定（昭和62年4月新潟県企業局訓令第2号）は、平成8年3月31日限り廃止する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">様式番号</th> <th style="width: 35%;">名 称</th> <th style="width: 40%;">規 定 条 文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	様式番号	名 称	規 定 条 文	(略)			(略)			<p>新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第4号）第183条の規定による帳票その他の書類の様式を次のように定め、平成8年4月1日から実施し、新潟県企業局財務規程第181条の規定による帳票その他の書類の様式指定（昭和62年4月新潟県企業局訓令第2号）は、平成8年3月31日限り廃止する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">様式番号</th> <th style="width: 35%;">名 称</th> <th style="width: 40%;">規 定 条 文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第35号様式</td> <td style="text-align: center;">支出命令者印 鑑表</td> <td style="text-align: center;">第6条の2第 1項</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第35号様式（第6条の2関係） (略)</p> <p>第59号様式の2（第120条関係） 企業局総務課長 (略) 新潟県企業局次長 (略)</p> <p>第59号様式の3（第120条関係） (略) 企業局総務課長 (略)</p> <p>第60号様式（第121条関係） 予算流用調書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;">課長</td> <td style="width: 25%;">補佐</td> <td style="width: 25%;">係長</td> <td style="width: 25%;">係</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第61号様式の2（第123条の2関係） 債務負担行為本配付書 企業局総務課長 (略)</p>	様式番号	名 称	規 定 条 文	(略)			第35号様式	支出命令者印 鑑表	第6条の2第 1項	(略)			課長	補佐	係長	係				
様式番号	名 称	規 定 条 文																												
(略)																														
(略)																														
様式番号	名 称	規 定 条 文																												
(略)																														
第35号様式	支出命令者印 鑑表	第6条の2第 1項																												
(略)																														
課長	補佐	係長	係																											
<p>(略)</p>	<p>第35号様式（第6条の2関係） (略)</p> <p>第59号様式の2（第120条関係） 企業局次長 (略) 新潟県企業局長 (略)</p> <p>第59号様式の3（第120条関係） (略) 企業局次長 (略)</p> <p>第60号様式（第121条関係） 予算流用調書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%; border: 2px solid black;">次長</td> <td style="width: 25%;">課長</td> <td style="width: 25%;">補佐</td> <td style="width: 25%;">係長</td> <td style="width: 25%;">係</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第61号様式の2（第123条の2関係） 債務負担行為本配付書 企業局次長 (略)</p>	次長	課長	補佐	係長	係																								
次長	課長	補佐	係長	係																										

新潟県 <u>企業局次長</u>	新潟県 <u>企業局長</u>
(略)	(略)
第61号様式の3 (第123条の2関係) 債務負担行為再配付書	第61号様式の3 (第123条の2関係) 債務負担行為再配付書
(略)	(略)
企業局 <u>総務課長</u>	企業局 <u>次長</u>
(略)	(略)
第61号様式の4 (第123条の2関係) 継続費本配付書	第61号様式の4 (第123条の2関係) 継続費本配付書
企業局 <u>総務課長</u>	企業局 <u>次長</u>
(略)	(略)
新潟県 <u>企業局次長</u>	新潟県 <u>企業局長</u>
(略)	(略)
第61号様式の5 (第123条の2関係) 継続費再配付書	第61号様式の5 (第123条の2関係) 継続費再配付書
(略)	(略)
企業局 <u>総務課長</u>	企業局 <u>次長</u>
(略)	(略)

附 則

- 1 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。